

湖西市こどもの居場所づくり支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 7 月 15 日

湖西市長 田内 浩之



湖西市こどもの居場所づくり支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、こどもが地域で健やかに育成されるための安全で安心な環境整備の促進に寄与する目的で、市内で定期的にこどもの居場所づくりに取り組む団体に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、湖西市補助金等交付規則（昭和 51 年湖西市規則第 18 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こどもの居場所 家庭の事情等により支援が必要な地域のこどもに対し、食事提供や学習支援等を行う一定の場所で、定期的に又は地域の実情に応じてこどもが集まりやすい期間に集中して開設するものをいう。
- (2) 食事提供 調理した食事を無料又は実費相当程度の低料金で提供（パンやおにぎり等の簡易な食事のみの提供及びおやつのみの提供を除く。）をする活動をいう。
- (3) 学習支援等 ボランティア等が無料又は実費相当程度の低料金で、宿題の見守り、自主学習の補助及び読書等ができる場所等の提供並びに各種体験活動に対して行う支援をいう。
- (4) 新規開設 補助金の交付を申請する日の属する月の前月末までにこどもの居場所を開設していない場所において、新たにこどもの居場所を開設することをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内でこどもの居場所を開設する団体であること。

- (2) 構成員の名簿及び規約、会則等の組織運営に関する明文の定めを有していること。
 - (3) 法人格を有しない団体にあつてはその代表者、法人にあつては当該法人に納税義務がある市税に滞納がないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。
- (1) 暴力団員等（湖西市暴力団排除条例（平成 24 年湖西市条例第 34 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）と密接な関係を有する団体又は暴力団員等が役員等となっている団体
 - (2) 政治団体、宗教団体又はそれらに類する団体
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体
- （補助事業）

第 4 条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、食事提供及び学習支援等のいずれかを実施する事業又は食事提供及び学習支援等を複合的に一体として実施する事業で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 事業の開催 1 回当たりの高校生年代までのこども（満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者）の参加人数が平均 5 人以上で、かつ、年間の開催回数が 6 回以上であること。
 - (2) 事業実施時は、常時責任者を配置すること。
 - (3) 食事提供を行う場合は、事業の開始前に管轄の保健所に必要な届出を行い、その指導・助言に従うこと。
 - (4) 食事提供を行う場合は、食事の提供における食品の安全確保を図るため、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の各種法令及び通知等に基づく適切な衛生管理体制を構築すること。
 - (5) 事故発生時等の対応のため、所要の保険に加入すること。
 - (6) こどもの居場所開設後は、市、こどもの居場所事業を行う他の団体等及びこどもの貧困対策に係る団体等と連携し、事業の維持向上を図り、持続的な運営に努めること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。
- (1) 営利を目的とした事業
 - (2) 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とする事業
 - (3) 公序良俗に反するおそれがあると市長が認める事業
 - (4) 市からの財政的支援又は食事提供若しくは学習支援等に係る委託を受け、又

は受ける見込のある事業

- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的に合致しない事業
(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表に定めるものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額から当該補助対象経費に充当される収入額を差し引いた金額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は別表に定める補助金額の上限額のいずれか少ない額とする。

- 2 補助金の申請は、同一のこどもの居場所において1年度につき1回とし、別表の2の項に定める新規開設に要する経費については、1会場につき1回のみ申請できるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けることができる事業は、補助金の交付を申請する日の属する年度内に実施する事業とする。

- 2 前項の事業に対する補助金の交付の申請をしようとするものは、市長が別に定める日までに補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（変更事業計画書）（様式第2号）
- (2) 収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）（様式第3号）
- (3) 団体等概要書（様式第4号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条第2項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、補助金の交付を決定し当該申請をしたものに対し補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当するときには、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容を変更して補助対象経費の配分の変更（前条の規定により交付を決定した補助金の増額が必要となる場合に限る。）をしようとするとき。

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- (2) 補助金は補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しなかったとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業の完了により補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合は、補助金の目的に反しない限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の取扱いについて、事業終了後も規則及びこの要綱の規定を遵守すること。

(変更の承認申請)

第 10 条 補助事業者は、前条第 1 号アの規定に基づく補助事業の内容の変更及び補助対象経費の配分の変更又は同号イの規定に基づく事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、事業計画変更承認申請書（様式第 6 号）に、次に掲げる書類及び市長が特に必要と認める書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（変更事業計画書）（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）（様式第 3 号）

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、事業内容変更承認通知書兼補助金額変更交付決定通知書（様式第 7 号）により当該申請をしたものに通知するものとする。

(実績報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書（様式第 8 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）（様式第 3 号）
- (2) 補助事業を実施した状況が分かる書類（事業実績書、活動報告書）
- (3) 領収書その他申請者が補助対象経費を支出したことを証する書類（名宛て人が申請者と同一名義のものに限る。）
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び通知)

第 12 条 市長は、前条に規定する実績報告を受けた場合において、その内容がこの要綱の規定に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該実績報告をしたものに補助金交付確定通知書（様式第 9 号）により通知する。

(補助金の交付)

第 13 条 前条の規定による通知を受けたものは、当該通知を受領した日の翌日から起算して 14 日以内に、市長に対して補助金請求書（様式第 10 号）により、補助金

の交付を請求するものとする。

(決定の取消しによる他の補助金との相殺)

第 14 条 市長は、補助事業者が規則第 17 条の規定による補助金の返還の命令を受けたにもかかわらず、当該補助金の全部又は一部を納付しない場合は、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額と相殺することができるものとする。

(不可抗力に対する補助対象事業の取扱い)

第 15 条 前条までの規定にかかわらず、天災等補助事業者の責めに帰すことができない事由により、事業期間内に補助事業の完了又はその遂行が困難となった場合の取扱いについては市長が別に定める。

(公表)

第 16 条 市長は、補助事業の概要その他第 1 条の目的を達成するために必要な事項を公表することができる。

(補則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 第 7 条第 1 項の規定は、この要綱の施行の日以前に実施した令和 7 年度における事業についても適用する。

別表（第 5 条、第 6 条関係）

項	補助金額の上限額	対象経費		注意事項
1. 事業実施に要する経費（ただし、団体運営に要する経費については対象外とする。）	こどもの居場所を運営する場所 1 か所当たり 12 万 5 千円	報償費	・ ボランティアや外部講師に対する謝金、交通費・研修費の実費	・ 団体スタッフへの謝礼等は対象外とする。
		需用費	・ 食事提供や学習支援等に利用する消耗品費（単価が消費税込み 3 万円未満のもの） ・ 食材費 ・ 衛生用品費 ・ 事業案内チラシ等印刷物 ・ 光熱水費 ・ 車両等の燃料費	・ 光熱水費、車両等の燃料費は、事業実施に要する額が対象となる。自宅や他の事業に使用する事務所等を利用する場合は、こどもの居場所の開設時間で按分するなど、事業実施に要した額を明示すること。按分理由が明確でない場合は対象外とする。
		役務費	・ 運搬費 ・ 通信費 ・ 郵便代 ・ 保険料	・ 通信費（電話料金）等で、他の事業と共用する経費の一部を対象経費とする場合は、事業実施に要した額を明示すること。 ・ 自宅の賃借料は対象外とする。
		使用料及び賃借料	・ 会場の賃料 ・ 車両の賃借料	
2. 新規開設に要する経費	新規開設 1 か所当たり 1 回 20 万円	修繕費	・ 軽微な建物の改修に係る経費	・ 改修の必要性が確認できたもののみを対象とする。 ・ 建物の躯体の変更を伴うなどの大規模な改修は対象とならない。
		需用費	・ 食事提供や学習支援等に利用する消耗品費（単価が消費税込み 3 万円未満のもの）	
		備品購入費	・ 食事提供や学習支援等に利用する備品（単価が消費税込み 3 万円以上のもの）の備品購入費	
		その他	・ ホームページ作成等の外部委託費 ・ 食品衛生管理者講習会等の受講費用 ・ 新規開設に必要となるその他の経費	

補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 湖西市長

申請者 団 体 名 _____
代表者氏名 _____
代表者住所 _____
（法人にあっては主たる事業所の所在地）
連 絡 先 _____

湖西市こどもの居場所づくり支援補助金交付要綱第7条の規定に基づき、 年度補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 _____ 円
内訳
（事業費支援） _____ 円
（新規開設費支援） _____ 円

2 添付書類

- ・様式第2号 事業計画書（変更事業計画書）
- ・様式第3号 収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）
- ・様式第4号 団体等概要書
- ・団体の名簿（任意様式）

※静岡県社会福祉協議会こどもの居場所応援基金事業費助成金に応募する場合は、その様式の内容が上記添付様式が求める内容と同様であればそれらの添付を本申請書の添付書類に替えることができる。

事業計画書（変更事業計画書）

団体名 _____

活動名			
活動期間		年 月 日 ～ 年 月 日	
実施事業 (該当に✓)		☐ 食事提供（単独） ☐ 学習支援等（単独） ☐ 食事提供及び学習支援等の複合実施 ☐ 新規開設	
事業計画	【当初申請時】		【変更が生じた内容】 (事業計画変更承認申請をする場合)

注) 変更事業計画書の場合は変更前の計画内容を左欄に示し、変更内容の比較ができるように右欄に記載してください。

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

団体名 _____

1 収入の部

(単位：円)

区 分		金 額	説 明 (助成金名、交付者等を具体的に記載すること。)
そ 寄 の 附 他 金	県社協助成金		
	他の補助金・助成金		
	寄附金		
	参加費 その他		
自己資金			
合計④			

2 支出の部

(単位：円)

区 分		金 額	説 明 (購入物品、積算単価、数量等を具体的に記載すること。)
事業 運 営 経 費			
	小計①		
新規 開 設 経 費	修繕費		
	消耗品費等		
	備品購入費		
	その他		
	小計②		
合計⑥			

※ 決算書の作成は、領収証（要コピー添付）をもとに実績を記入してください。

團體等概要書

団体名

1 活動概要 (※)はウェブサイト等で公開する場合があります。

活動名		
活動の内容 (該当に✓、複数回答可)		☐ 居場所の提供 ☐ 食事の提供 ☐ 宿題や自主学習の支援 ☐ 体験活動の支援 ☐ その他（ ）
対象者		
開催場所 (※)	所在地	湖西市
	活動する施設等名	
開催頻度 (該当に✓)		☐ 毎日 ☐ 週１回以上 ☐ 月１回以上 ☐ 月１回未満
開催日 (「第○△曜日」等)		

2 連絡先

記入責任者氏名	
記入責任者住所	〒 ー
電話番号	
メールアドレス	

第 号
年 月 日

様

湖西市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった、湖西市こどもの居場所づくり支援補助金について、次のとおり決定したので通知します。

1 交付決定額 _____ 円

内訳

（事業費支援） _____ 円

（新規開設費支援） _____ 円

2 交付の条件

- (1) 補助事業の内容を変更して補助対象経費の配分を変更（交付を決定した補助金の増額が必要となる場合に限る。）をしようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助金は補助事業以外の目的に使用してはならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しなかったとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業の完了により補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合は、補助金の目的に反しない限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の取扱いについて、事業終了後も規則及びこの要綱の規定を遵守すること。

（宛先） 湖西市長

事業計画変更承認申請書

年 月 日

申請者	団 体 名	_____
	代表者氏名	_____
	代表者住所	_____
		（法人にあつては主たる事業所の所在地）
	連 絡 先	_____

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた事業を下記のとおり変更したいので、湖西市こどもの居場所づくり支援補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、

関係書類を添えて

事業内容の変更承認
交付額の増額変更
事業の中止・廃止

を申請します。

記

1 交付決定額 _____ 円

内訳

（事業費支援）	_____ 円
（新規開設費支援）	_____ 円

2 事業の実施期間

年	月	日
～	年	月 日

3 変更内容 別紙「事業計画書（変更事業計画書）」「収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）」のとおり。

4 変更の理由（具体的に記載してください。）

※ 添付書類

上記変更内容のほか、関係する書類等があれば提出してください。

第 号
年 月 日

様

湖西市長

事業内容変更承認通知書兼補助金額変更交付決定通知書

年 月 日付で変更承認申請があった、湖西市こどもの居場所づくり支援補助金事業について、次のとおり事業内容の変更承認及び補助金額変更交付の決定をしたので通知します。

1 変更の内容

	変更前	変更後
事業内容		
補助金額		

2 承認の条件

規則及び湖西市こどもの居場所づくり支援補助金交付要綱を遵守すること。

事業実績報告書

年 月 日

（宛先）湖西市長

申請者 団 体 名

代表者氏名

代表者住所

(法人にあっては主たる事業所の所在地)

連 絡 先

年 月 日付け 第 号で交付決定された事業が下記のとおり完了したので、湖西市こども
の居場所づくり支援補助金交付要綱第11条の規定に基づき報告します。

活動名	
活動期間	年 月 日～ 年 月 日
活動の内容 (該当に✓)	☐ 居場所の提供 ☐ 食事の提供 ☐ 宿題や自主学習の支援 ☐ 体験活動の支援 ☐ その他 ()
事業実施内容	

添付書類（第11条規定の書類）

- ・収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）（様式第3号）
- ・事業実績書
- ・活動報告書
- ・領収書その他申請者が補助対象経費を支出したことを証する書類（名宛て人が申請者と同一名義のものに限る。）

(宛先) 湖西市長

事業実績書（様式第8号別紙）

1 事業の内容

団体名	
実施時期	年 月 日 ～ 年 月 日
総参加人数	人
実施内容	
課題や問題点	

團體名

[illegible]

第 号
年 月 日

様

湖西市長

補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した湖西市こどもの居場所づくり支援補助
金については、年 月 日付け文書による実績報告に基づき、次のとおり補助金の額を確定
します。

確定補助金額	_____	円
内訳		
（事業費支援）	_____	円
（新規開設費支援）	_____	円

年 月 日

補助金請求書

請求額 _____ 円

年 月 日付け 第 号の補助金確定通知書により確定を受けた補助金について、湖西市こどもの居場所づくり支援補助金交付要綱第13条の規定に基づき、上記のとおり請求します。

（宛先）湖西市長

申請者 団 体 名 _____

代表者氏名 _____

代表者住所 _____
(法人にあっては主たる事業所の所在地)

連 絡 先 _____

1 確定補助金額 _____ 円

2 振込口座

金融機関名	銀行 ・ 信用金庫
支店名	本店 ・ 支店 ・ 支所
預金種別	当座預金 ・ 普通預金
口座番号	
フリガナ	
口座名義	